

サービス利用契約書（単価契約）

発注者と受注者とは、サービス利用に関し、次のとおり契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年___月___日

発注者 京都府八幡市八幡園内75番地
八幡市
市長 川田 翔子

受注者

（総則）

第1条 契約の内容は、次のとおりとする。

- サービス名称 学習支援サービス利用業務（以下「サービス」という。）
- サービス内容 仕様書のとおり
- 契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 契約金額 単価契約とし、以下のとおりとする。

児童生徒1人当たり 年額 金_____円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円

※ 使用料は年払いとし、各年度の5月1日時点の児童生徒数に契約単価（年額）を乗じた金額を当年度の年額使用料とし、当年度の年度末毎に一括して支払うものとする。

なお、当該年度内における転校等による児童生徒の増減については費用内で対応すること

- 契約保証金 免除

（サービスの提供）

第2条 前条の契約内容に従い、受注者は発注者にサービスを提供し、発注者はその対価を支払うものとする。

（サービス内容の変更）

第3条 発注者は、この契約締結後の事情により、サービス内容の全部若しくは一部を変更し、又はサービスを一時停止させることができる。この場合において、契約期間又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（通信回線）

第4条 発注者は、サービスの利用に際し、自らの責任及び負担において、仕様書に記載する条件を満たす通信回線を使用するものとする。

(支払い)

第5条 発注者は、サービスの提供を受ける対価として、当年度分のサービス提供完了後に受注者からの請求に基づき、契約金額を支払うものとする。

2 受注者は、当年度分のサービス提供完了後、請求書を翌月末日までに発注者に提出するものとする。

3 発注者は、適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を受注者に支払わなければならない。

4 発注者は、前項の約定期間内に対価を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払額に対し年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第5条の2 各会計年度における契約金額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和7年度	0円
令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

令和7年度	0円
令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、天災その他不可抗力の原因によらないでサービスの提供開始を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額に対し年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延違約金を発注者に支払わなければならない。

(保守等によるサービスの一時停止)

第7条 受注者は、サービスの提供に必要な設備等に対し保守、工事、障害の対策等の実施が必要なときは、7日前までに発注者へ文書又は電子メールによって通知することにより、サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、速やかに発注者に通知することにより、サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとする。

2 前項の定めに基づき、受注者がサービスの全部又は一部を一時的に停止した場合において、当該一時停止の原因が解決又は終了したときは、受注者は、サービスの再開に必

要な措置を直ちに講ずるものとする。

(不可抗力によるサービスの停止)

第8条 天災地変その他の不可抗力によりサービスの全部又は一部が停止した場合、受注者はサービスの停止後遅滞なく発注者に文書又は電子メールにより通知するものとし、可能な限り早期にサービスの復旧に努めるものとする。

(利用不能)

第9条 前2条に定める場合によらず、受注者の責めに帰すべき事由によりサービスの全部又は一部が停止した場合、受注者は発注者に対し、直ちにその理由について通知するとともに、サービスの復旧に必要な措置を速やかに講ずるものとする。

2 前項の停止により発注者に損害が生じた場合には、発注者は、受注者に対し、第18条の規定に基づき当該損害の賠償を請求することができるものとする。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、提供されたサービスが種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者に通知することを要する。ただし、受注者が第5条の引渡し時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

3 受注者が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、発注者は、受注者の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて受注者に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、この契約の契約期間内に履行の追完がなされずこの契約の目的を達することができないとき、そのほか発注者が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、発注者は、受注者に対し、第1項の催告をすることなく、受注者の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(協議解除)

第11条 発注者は、次条、第13条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、契約始期を過ぎてもサービスの提供を開始しないとき。

- (2) 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) サービスを提供することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がサービスの提供を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者のサービスの一部の提供が不能である場合又は受注者がそのサービスの一部の提供を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) サービスの性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がそのサービスの提供をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる提供がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直積的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合等による解除)

第15条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。)したとき。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、第3条の規定によるサービスの内容の全部又は一部の変更のため、契約金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 3 前2項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を発注者に支払わなければならない。

- (1) 第12条及び第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 2 発注者は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を受注者に支払うものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、サービスの提供に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第19条 受注者は、第15条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を発注者に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象とな

る行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害金と同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害金と同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第20条 第17条各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第21条 この契約に基づき発注者が受注者に対し債務を負担する場合、発注者は、受注者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利義務の譲渡等）

第22条 受注者は、この契約上の地位並びにこの契約によって生ずる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し若しくは継承させ、又は第三者のための担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、この契約の履行について、サービスの提供の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（禁止事項）

第23条 受注者は、契約の履行にあたり知り得た発注者の秘密を他に洩らしてはならない。

2 発注者は、サービスの利用にあたり、サーバソフト等の著作権その他の知的財産権を侵害する行為を行ってはならない。

（個人情報の保護）

第23条の2 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記仕様書」を守らなければならない。

（契約の公表）

第24条 受注者は、この契約の名称、契約金額並びに受注者の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

（疑義等の解決）

第25条 この契約に定めのない事項及び疑義については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（合意管轄）

第26条 前条の協議によってもなお、この契約の履行につき紛争が生じた場合、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとする。